

構造改革特別区域計画

1.構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北広島市

2.構造改革特別区域の名称

北広島市幼児教育特区

3.構造改革特別区域の範囲

北広島市の全域

4.構造改革特別区域の特性

学校教育法の規定により、満二歳児の幼稚園への入園が認められていないため、幼児の教育は家庭に委ねられております。

しかし、本市においても人口の着実な増加にもかかわらず全人口に占める五歳未満児の比率は、平成元年の6.73パーセントから平成15年度の4.95パーセントまで減少しており、少子化・核家族化の進展や家庭の教育力の低下などにより、幼児の社会性の涵養や健全な心身の成長の促進が困難な状況が生まれております。

幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、家庭と幼稚園が十分な連携のもとで幼児の望ましい発達を促すことは、地域社会に与えられた大きな課題であります。

本市の幼児教育は全て私立幼稚園に委ねており、それぞれの園が特色ある教育活動を展開しております。

市内8園において、「満二歳児入園の意向調査」を実施したところ「入園させたい」が11.4パーセント、「検討したい」が27.6パーセントとなっており、39.0パーセントの保護者が満二歳児からの幼稚園教育を求めているとの結果が出ております。

また、本市では、市内7ヶ所の保育所において、概ね1歳から3歳児の親

子を対象とした「すくすく広場」事業を実施しておりますが、その参加状況などからも、他の幼児と交流する機会を求めている保護者が相当数に上るものと判断されます。

一方、市内の大型団地の成熟や、民間の宅地造成の進展などにより、地域的に相違はあるものの、少子化の影響により各幼稚園とも定員割れの状況にあり、施設に余裕が生じているところであります。

5.構造改革特別区域計画の意義

人間形成の基礎を培う重要な時期である幼児期に、少子化の進展などにより、他の幼児との触れ合いや、集団の中での成長の機会が減少していくことは、幼児の健全な成長を促す上で、憂慮すべき状況であります。

このため、学校教育法第 80 条の規定にかかわらず、満二歳児を幼稚園で受け入れ、4 年間の幼児教育の実施により、幼児の社会性の涵養や健全な成長の促進を期待するものです。

また、このことにより個々の幼稚園の一層の活性化や教育内容の充実が図られるとともに、保護者と幼稚園・地域との連携が拡大し、地域ぐるみでの子育て環境の充実を期待するものです。

6.構造改革特別区域計画の目標

計画の目標は、満二歳児を幼稚園で受け入れることにより、幼児の社会性の涵養や健全な成長の促進を図るものであり、早い時期からの幼児教育の効果を、全国的なものとして広げていく契機とするものです。

市の組織につきましても、平成 15 年 10 月 1 日から教育委員会管理部管理課に「幼児教育特区」に関する事務分掌を位置付けるとともに、平成 16 年 4 月 1 日には新たに推進体制の充実を図ることとしております。

幼稚園や保護者との十分な連携を図りながら、地域や保護者のニーズに対応した早期の幼児教育の普及・啓発を図るとともに、満二歳児を受け入れる幼稚園に対する財政的な支援及び「預かり保育」「子育て相談」などの各種事業の充実を努めます。

また、これらを通して、保育所の待機児の解消や保護者の子育てに対する負担感の軽減を図り、幼稚園と保育所の連携から一元化への方向を模索し、子育て環境の一層の充実を図ってまいります。

7.構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

少子化、家庭の教育力低下の中で、満二歳児に対する教育が幼稚園という集団生活を通して行われることは、幼児一人一人の発達に応じた総合的な指導が行われることであり、幼児の健全な成長が期待されるものです。

また、「親と子の育ちの場」としての役割が期待される幼稚園を通して、保護者自身の成長も期待されます。

更に、満二歳児の就園により、育児への負担が軽減すると共に保護者の余暇時間が拡大し、就労やボランティア活動・生涯学習活動への参加などにより、市全体の活性化にも資するものと期待しております。

満二歳児の入園見込みについては、事業開始当初は35人から50人程度と推計しておりますが、制度内容の周知・啓発などに努めることにより将来的には増加していくものと見込んでおります。これらの幼児の入園により、幼稚園運営の活性化が図られると共に、幼稚園経営の安定化にも寄与するものと考えています。

8. 特定事業の名称

三歳未満児に係る幼稚園入園事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- ・ 満二歳児を受け入れる幼稚園に対する市からの財政支援。
(現在実施している職員研修費・教材費補助などの拡充)
- ・ 幼稚園預かり保育事業(通常の教育時間の前後に行う保育事業)
- ・ 保育所一時保育事業(病気・事故などやむを得ない理由及びボランティアへの参加等私的理由で家庭での保育が一時的に困難になった場合に保育する事業)

参考資料一覧

- | | | |
|------|---|-----------------|
| 参考資料 | 1 | 「北広島市の少子化の状況」 |
| 参考資料 | 2 | 「北広島市幼稚園一覧」 |
| 参考資料 | 3 | 「満二歳児入園の意向調査結果」 |
| 参考資料 | 4 | 「北広島市保育所一覧」 |
| 参考資料 | 5 | 「満二歳児の入園見込み推計」 |

別紙

1. 特定事業の名称

806 三歳未満児に係る幼稚園入園事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

幼児が満二歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初から、特区内の幼稚園に入園することができる。

満二歳児の入園の受け付けを平成 16 年 1 月から行い、4 月から幼稚園への受け入れを開始する。

幼稚園の施設については、既存の空き教室などの有効活用に努め、受け入れ体制を整備する。

5. 当該規制の特例措置の内容

学校教育法の規定により、満二歳児の幼稚園への入園が認められていないため、幼児の教育は家庭に委ねられております。

しかし、本市においても人口の着実な増加にもかかわらず全人口に占める五歳未満児の比率は、平成元年の 6.73 パーセントから平成 15 年の 4.95 パーセントに減少しており、少子化や核家族化等により、幼児の社会性の涵養や健全な心身の成長の促進が困難な状況が生まれております。

また、幼稚園関係者の声として、幼児同士の触れ合いの機会の減少による社会性の低下や保護者の養育力の低下に対する懸念が聞かれております。

市内 8 幼稚園において、「満二歳児入園の意向調査」を実施したところ、「入園させたい」「入園を検討したい」の合計が 39 パーセントに上っており、保護者の関心の高さを示しております。

これらの課題に対応するため、学校教育法第 80 条の規定にかかわらず、満二歳児を幼稚園で受け入れ、4 年間の幼児教育の実施により、幼児の社会性の涵養や健全な成長の促進を図ろうとするものです。

事業の運営に当たっては、受け入れの意向のある幼稚園による連絡協議会を設置し、教育委員会との連携の下で、カリキュラムの研究や「預かり保育」「子育て相談」など各種事業の調整を進めるほか、私学の特性を生かした特色ある幼児教育を展開するものであります。

市の組織につきましても、平成 15 年 10 月 1 日から教育委員会管理部管理課に「幼児教育特区」に関する事務分掌を位置付けるとともに、平成 16 年 4 月 1 日には新たに推進体制の充実を図ることとしております。